

岡山県南広域都市計画公園の変更（倉敷市決定）

都市計画公園中 2・2・倉 3 3 水島北幸町第 1 公園を廃止する。

理 由

水島北幸町第 1 公園の敷地を、水島支所と新たな公共複合施設の敷地の一部とすることについては、周辺に既存の都市公園が充足しており、本市及び水島地域における都市公園の配置に大きな影響がないこと、都市公園面積に大きな影響がないこと、公共複合施設の整備により、周辺地域が活性化し、既存の都市公園の利用促進も見込まれるなど、活力と魅力あふれる水島中心部の市街地環境の形成に資することから、都市計画公園を廃止するものである。

岡山県南広域都市計画公園の変更（倉敷市決定）

新旧対照表

上段：旧計画
下段：新計画

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番号	公園名			
児童公園	2・2・倉33	水島北幸町 第1公園	倉敷市水島 北幸町	約0.10ha	
					<u>廃止</u>

※変更箇所は下線部

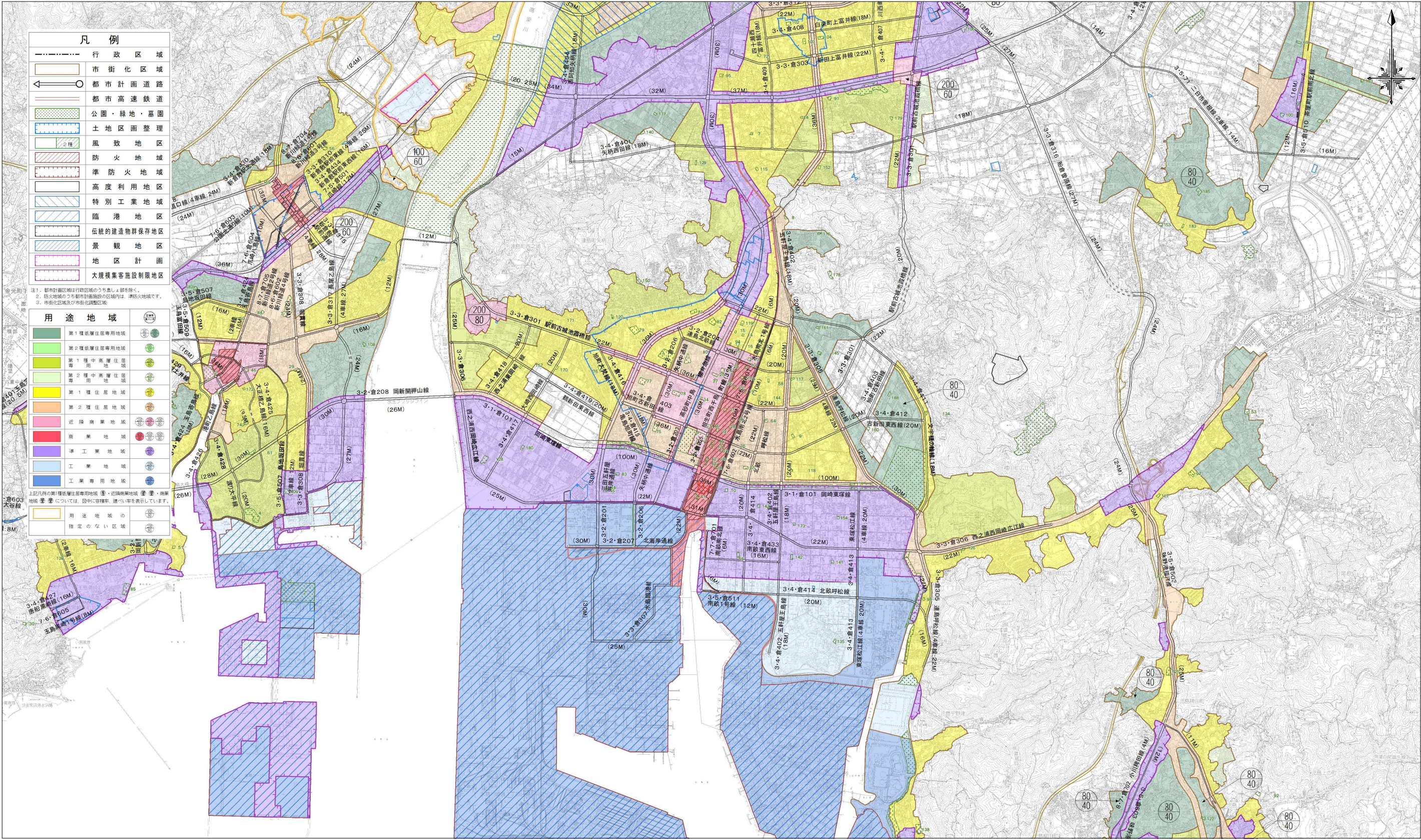
岡山県南広域都市計画公園の変更理由書 (倉敷市決定)

【２・２・倉３３ 水島北幸町第１公園】

水島北幸町第１公園は、国が、昭和31年に都市計画を決定、市が、昭和47年に整備したが、周辺住民の憩いの場として、より一層の利便性を図るため、平成２年に現在の位置に都市計画を変更し、平成４年に供用を開始した。

水島北幸町第１公園の敷地を、水島支所と新たな公共複合施設の敷地の一部とすることについては、周辺に既存の都市公園が充足しており、本市及び水島地域における都市公園の配置に大きな影響がないこと、都市公園面積に大きな影響がないこと、公共複合施設の整備により、周辺地域が活性化し、既存の都市公園の利用促進も見込まれるなど、活力と魅力あふれる水島中心部の市街地環境の形成に資することから、都市計画公園を廃止するものである。

岡山県南広域都市計画公園の変更 総括図（倉敷市決定）



[参考図] 岡山県南広域都市計画公園の変更 新旧対照計画図（倉敷市決定）

